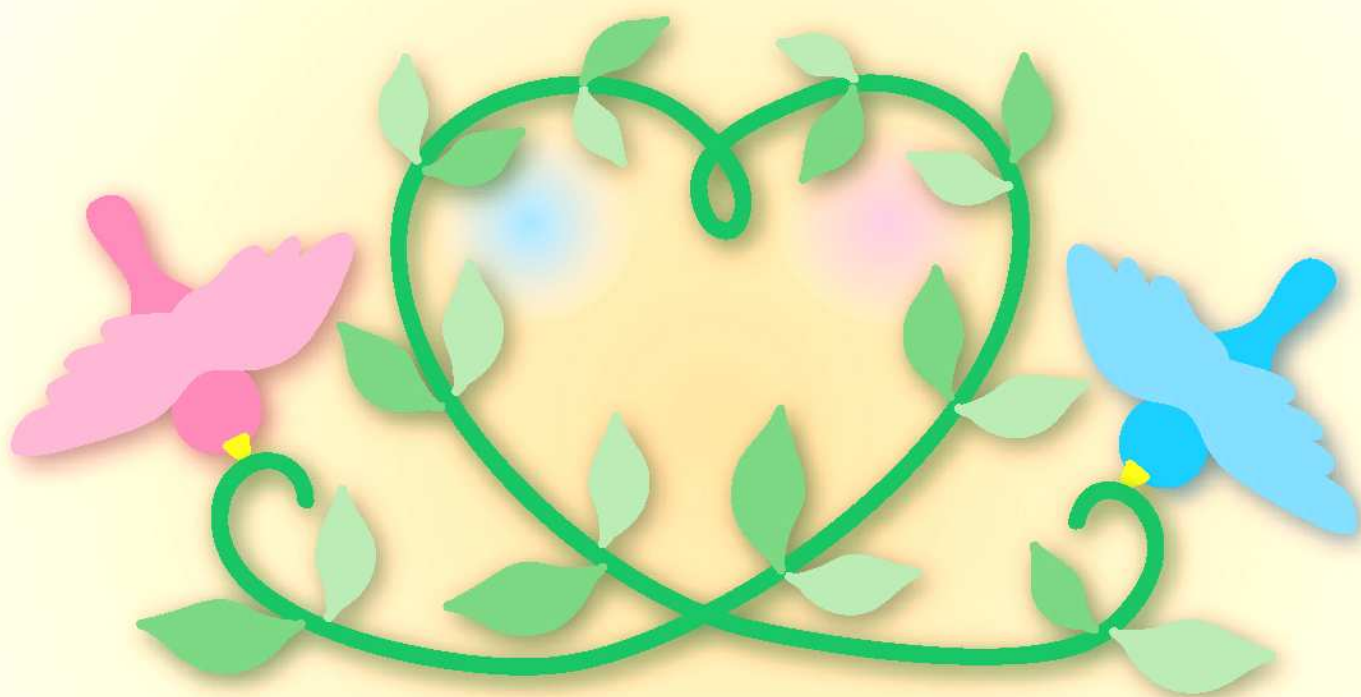


第2次下妻市男女共同参画推進プラン (平成24年度～平成28年度)

進捗状況報告書 平成28年3月31日現在



平成28年11月
下妻市

第2次下妻市男女共同参画推進プラン

(平成24年度～平成28年度)

進捗状況報告書 目次

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 1	男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	2
主要課題 2	男女共同参画を推進するための教育の充実	5
主要課題 3	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	7

基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 1	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	9
主要課題 2	男性、子どもにとっての男女共同参画	12
主要課題 3	地域社会における男女共同参画の推進	13

基本目標 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

主要課題 1	男女の仕事と生活の調和	17
主要課題 2	雇用の場における均等な機会と待遇の確保	22

基本目標 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

主要課題 1	生涯を通じた男女の健康支援	23
主要課題 2	誰もが安心して暮らせる環境の整備	30

平成27年度「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」の進捗状況

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会を実現するための施策の基本的方向性を示しています。

施策の着実な推進を図るために、事業実施状況を調査し達成度の評価を行うことによって、取組み状況や効果を確認し、男女共同参画の実現にむけて施策を推進していきます。

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」の計画期間は、平成24年度から平成28年度の5年間となっており、今回は平成27年度末の各事業内容について、下記判定区分に基づき、各部署において【達成度】の観点から評価を実施しています。

達成度	H27年度		H26年度	
	実施状況報告数	割合	実施状況報告数	割合
a:計画通りに達成できた	107	76.4%	107	75.4%
b:ほぼ計画通りに達成できた	32	22.9%	35	24.6%
c:計画通りに進まなかった	1	0.7%	0	0.0%
d:計画には及ばなかった(実施していない)	0	0.0%	0	0.0%
	140		142	

目標(施策の方向)に対する達成度
次の中から該当するものを選択してください
 a:計画通りに達成できた(80%以上)
 b:ほぼ計画通りに達成できた(50～79%)
 (事業実施のための施策は整っているが、利用実績がない等の場合は、bを選択してください)
 c:計画通りに進まなかった(1～49%)
 d:計画には及ばなかった(実施していない)

(参考記入例)

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識醸成

具体的な施策及び目標値

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し					
推進体制の整備					
1	下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用 男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。	市民協働課	記入例 第2次男女共同参画推進プラン策定にともない、下妻市男女共同参画推進条例を制定し、平成24年4月1日から施行。条例等に基づき施策に取り組み、適切な運用に努めました。	a	男女共同参画推進条例に基づき、男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。
意識啓発事業の推進					
2	男女共同参画推進事業への参加促進 男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課	記入例 レイクエコー茨城県女性プラザが開催する各種セミナーや講座への参加を呼びかけ、意識の啓発を図りました。 ・市町村連携講座県西地区講演会 参加人数 13名 参加団体 まちづくり女性スタッフ ・広報おしらせへの掲載(14回)	b	引き続き意識の啓発を図る。広報紙等により広く参加を呼びかけ、男女共同参画の意識の高揚を図ります。 目標参加人数 50名

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

事業 No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し					
推進体制の整備					
1	<p>下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用</p> <p>男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。</p>	市民協働課	<p>男女共同参画社会の実現に向け、従来実施している事業の他、フォトコンテストなど新たな事業を取入れて、男女共同参画事業の推進を行いました。</p> <p>また、チラシの配布や広報紙等により意識の啓発を図る等、条例等の適切な運用に努めました。</p>	a	<p>引き続き、広報紙等を利用し積極的な啓発を行うとともに、セミナー等を開催し、条例等の適切な運用を図ります。</p>
意識啓発事業の推進					
2	<p>男女共同参画推進事業への参加促進</p> <p>男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。</p>	市民協働課	<p>県や市町村が開催する講演会やセミナーなどを広報に掲載し、あわせて、ポスターやチラシを公共施設等へ掲示し、広く参加の呼びかけをしました。</p> <p>参加人数は、当初計画していた人数にはとどきませんでした。</p> <p>目標人数 40名 参加人数 19名</p> <p>お知らせ版への掲載 12回</p>	a	<p>引き続き、セミナー等への参加を呼びかけ、意識の啓発を図ります。</p> <p>参加目標人数 40名</p>
3	<p>男女共同参画推進事業講演会の開催</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。</p>	市民協働課	<p>講演会を開催してもあまり集客が見込めず、市民の意識の高揚と啓発を図ることが困難と考え、講演会に替えて専門的で実践的な講座を開催する計画をたてたが、1回の開催で終わってしまいました。</p> <p>講座参加者 28名</p>	c	<p>男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、参加しやすい親しみのある講座を数回開催する予定です。</p> <p>開催回数 3回 参加目標人数 75名</p>
(2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進					
情報提供と法制度等の理解促進					
4	<p>男女共同参画に関する情報の提供</p> <p>市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。</p>	市民協働課	<p>国県及び関係団体の男女共同参画に関する情報について、広報紙へ掲載、あわせて公共施設等へチラシ、ポスターの掲示を行いました。</p> <p>また、会議等の際にパンフレットを配布し、意識の高揚と啓発に努めました。</p> <p>お知らせ版への掲載回数 12回</p>	a	<p>市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。</p>

5	<p>男女雇用機会均等法にかかる諸施策の普及</p> <p>国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版へ掲載します。</p>	商工観光課	<p>労働法令等の改正などについての情報をお知らせ版に年1回掲載し、広報活動を行いました。</p> <p>また、労働施策に関連するポスターの掲示を行い、啓発を行いました。</p>	a	<p>労働法令等の改正などについての情報を広報紙掲載、ポスター掲示を行い啓発を図ります。</p>
6	<p>情報通信技術(IT)講習会の実施</p> <p>ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを学習する講習会等を実施し、情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。</p>	公民館	<p>エクセルやワード基礎など前期15講座、エクセル、インターネット、年賀状作成など後期11講座を実施しました。</p> <p>参加人数 381名</p>	a	<p>ワード、エクセル、インターネット等の基礎から実務まで学習する講習会(前期15講座、後期11講座)合計26講座を実施し、高齢者や主婦等の社会参加を支援します。</p> <p>目標参加人数 500名</p>
7	<p>分かりやすい広報紙等の作成</p> <p>広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するよう努めます。</p>	全庁	<p>【保健センター】</p> <p>市民からの要望に応え保健センター予定表を作成し、全戸配布しました。</p> <p>より見やすい予定表とするため、両面を使用して、記事の見直しやレイアウト変更を実施しました。</p>	a	<p>広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するようにします。</p>
		全庁	<p>【秘書課】</p> <p>庁内広報連絡委員会で情報収集や意見交換を行い、市民の生活に必要な情報の掲載と見やすい広報紙づくりに努めました。</p> <p>(発行回数:広報紙12回発行・お知らせ版24回発行、広報連絡委員会12回開催)</p> <p>また、動画でわかりやすく市をPRするため、市PRビデオ短編版「道の駅しもつまりニューアルオープン」を制作し、市ホームページやYoutubeへ掲載し、市の観光などをアピールしました。</p> <p>H27新規事業として9月1日から市公式フェイスブック「いやどうも下妻」を立ち上げ、市民や下妻に愛着のある方を市民投稿者に認定し、市職員と一緒に市民協働で運営しました。</p> <p>(いいね数:414件、投稿数:230件、市民投稿者:16名、市職員投稿者:23名)</p>	a	<p>市民の生活に必要な情報等の見やすい掲載方法を常に検証・研究するとともに、市民から寄せられた情報等を積極的に紹介し、親しみの持てる広報紙づくりに努めます。</p> <p>また、動画でのPRやツイッターなどのSNSを活用し、分かりやすくタイムリーに情報提供ができる体制づくりを進めます。</p> <p>平成28年6月から、四半期ごとの「イベント情報」を市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、お知らせ版で提供していきます。</p>

		全庁	<p>【図書館】 図書館のイベントをお知らせ版に掲載するときや、図書館独自で発行している「図書館へ行こう！～知識の泉～」の広報紙を発行するときなど、専門用語を使用せず、分かりやすい文言で作成しました。</p>	a	図書館のイベントをお知らせ版に掲載するときや、図書館独自で発行している「図書館へ行こう！～知識の泉～」の広報紙を発行するときなど、専門用語を使用せず、分かりやすい文言で作成します。
		全庁	<p>【市民協働課】 専門用語を使用しないよう心掛け、必要な情報がわかりやすく伝わるように努めました。</p>	a	引き続き、見やすく、伝わりやすい記事の掲載に努めます。
8	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により提供し、啓発・普及に努めます。</p>	市民協働課	<p>仕事と家庭の調和の大切さについて、広報紙等に掲載しました。また、会議等を利用して、パンフレットを配布し、啓発・普及に努めました。</p> <p>お知らせ版への掲載回数 2回</p>	b	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報紙等により啓発・普及に努めるとともに、講座等を開催し、理解を求めていきます。

平成27年度
男女共同参画推進事業 川柳・標語入賞作品



○小学生親子の部

【最優秀賞】

「支え合い 男女に広がる 笑顔の輪」

総上小学校6年 木村 春渡

【優秀賞】

「男女共 助け合おうよ ^{あす} 未来のため」

大宝小学校5年 永瀬 未吏

【優良賞】

「わかり合う 男女で作る 共同社会」

宗道小学校6年 佐藤 茉穂

○中学生親子の部

【最優秀賞】

「男女とも 手と手を取り合い 生きる社会」

東部中学校2年 武山 敬大

【優秀賞】

「育メンに なれる社会を 増やそうよ！」

東部中学校1年 柴崎 琉偉

【優良賞】

「家族間 協力しあって 主婦と主夫」

千代川中学校1年 小林 千紗

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 2 男女共同参画を推進するための教育の充実

事業No.	事業名	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1)男女共同参画を推進する教育・学習					
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進					
9	人権教育研修会の開催 高齢者学級の一環として、1回2～3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。	公民館	公民館、市民センター、働く婦人の家において、公民館教室(8教室)の高齢者を対象に人権に関する研修会(講話、ビデオ鑑賞)を実施しました。 参加人数 113名	a	公民館、市民センター、働く婦人の家において、公民館教室(8教室)の高齢者を対象に人権に関する研修会(講話、ビデオ鑑賞)を実施します。
10	人権教育講演会の開催 人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、社会教育委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、保護者並びに福祉団体、市職員等を対象に人権教育講演会を開催します。	生涯学習課	公立幼稚園及び小中学校の教職員、保護者、市職員等を対象に、人権教育講演会を開催しました。 参加人数 525名	a	人権意識の高揚のため、人権課題の理解を深めるための学習機会の充実を促進します。
11	男性の料理教室の開催 男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	公民館	下妻公民館において、男の料理教室(10回)定員20名を募集して実施しました。 参加人数 124名	a	H28年度は、実施予定なし
12	総合型地域スポーツクラブの創設及び育成 性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの新規の創設を目指すとともに、既設クラブが住民の主体的な運営により、多くの人々が生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを推進します。 さらに、クラブの活動を通し、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会づくりに寄与することも目指します。	生涯学習課	新たなクラブの創設はありませんでしたが、サンドレイククラブの活動支援等を行い、クラブ育成に努めました。 参加延人数 1,831名	b	サンドレイククラブの活動支援と育成に努めるとともに、新たなクラブ創設の支援を行い、市民の生涯スポーツを推進する予定です。
13	学校施設開放事業の実施 市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。	生涯学習課	市内13施設の学校施設(グラウンド及び体育館)を開放し、安全にスポーツ等を行える場所として、社会体育活動の場を提供しました。	a	利用者の安全確保を最優先に考慮し、維持管理に努め、安全にスポーツ等を行える場所として、学校施設(グラウンド及び体育館)を開放する予定です。

事業No.	事業名	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1)男女共同参画を推進する教育・学習					
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進					
14	<p>人権教室の開催</p> <p>毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。</p>	福祉課	<p>人権擁護委員が11～12月頃に、市内の小学4年生を対象に人権教室を開催しました。</p> <p>実施 市内9小学校 対象人数 372名</p>	a	<p>毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、男女を問わず、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。</p>
15	<p>小学校理科教育推進事業</p> <p>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。</p> <p>小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 小学校サイエンスサポーターの配置(市独自) おもしろ理科教室の開催 理科教育に関する教職員向け研修会への参加 大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加</p>	指導課	<p>小学校の理科の授業において、教科担任制を実施し授業公開を行いました。</p> <p>小学校サイエンスサポーターを配置し、理科授業の支援を行いました。</p> <p>理科ボランティアを配置し、理科授業の支援を行いました。</p> <p>児童・生徒において、大学教員等による科学自由研究の研修会へ参加しました。</p>	a	<p>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。</p>
16	<p>スクールサポートセンター運営事業</p> <p>スクールサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援します。</p> <p>学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行います。</p> <p>学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不適応傾向の見られる児童生徒の支援を行います。</p> <p>電話による教育相談を行います。</p> <p>東日本大震災で避難してきた児童生徒や保護者の支援を行います。</p> <p>発達障害をもった児童生徒と保護者の支援を行います。</p>	指導課	<p>適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援しました。</p> <p>学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行いました。</p> <p>学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不適応傾向の見られる児童生徒の支援を行いました。</p> <p>電話による教育相談を行いました。</p> <p>発達障害の傾向にある児童生徒と保護者の支援を行いました。</p>	a	<p>スクールサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。</p>

基本目標 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

主要課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

事業No.	事業名	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定				
(1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化									
男女間の暴力根絶に向けた環境づくり									
17	<p>ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施</p> <p>ドメスティック・バイオレンス防止に向けた広報・啓発活動を行います。</p>	市民協働課	<p>関係機関と連携を図りながら、相談所の案内を広報紙等に掲載し、防止に向けた啓発活動をおこないました。</p> <p>また、公共施設内の女性が出入りするような場所に相談先を記載したカードを常時設置しました。</p> <p>お知らせ版への掲載 2回</p>	a	引き続き、関係機関と連携を密にして、防止に向けた啓発活動を積極的に行っていきます。				
18	<p>性に対する正しい知識の普及</p> <p>市内各小中学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。</p>	保健センター	<p>小学校(3校)4回109名、中学校(2校)191名・中学生保護者45名に対して、第二性徴や思春期の心と体の変化について講話を行い、生命の尊重と性に関する正しい知識の普及を行いました。</p>	a	引き続き、依頼のあった学校等に出向き、生命の尊重と性に対する正しい知識の普及を図ります。				
被害者の保護・自立支援									
19	<p>母子等保護の実施</p> <p>やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。</p>	子育て支援課	<p>相談延件数</p> <table border="1"> <tr> <td>母子</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>女性のDV</td> <td>5件</td> </tr> </table>	母子	12件	女性のDV	5件	b	引き続き、必要な相談や援助を行い母子の福祉の向上に努めます。住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図るよう努めます。
母子	12件								
女性のDV	5件								
20	<p>行政相談の実施</p> <p>総務大臣から委嘱された行政相談委員として、下妻市では2名が活躍し、国の行政全般についての苦情や意見・要望等を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度および運営の改善に生かす事業を行います。</p>	秘書課	<p>毎月2回の相談所開設を原則として、年間23回の行政サービスに関する意見・要望等の相談を行いました。</p> <p>11月26日(木)には、下妻市及び近隣市町の住民を対象とした「くらしの一日総合相談所」が下妻公民館を会場に開催され、行政相談員のほか弁護士・税理士等も加わり、さまざまな相談に対応しました。</p> <p>10月25日には、「しもつま砂沼フェスティバル」の会場にて、茨城行政評価事務所の協力を得て、チラシと啓発用品を配りながら行政相談制度のPR活動を行いました。</p>	a	毎月2回の相談所開設を原則として、行政サービスに関する苦情や意見・要望等の相談を行います。また、市内イベント等に参加し、会場で行行政相談制度のPR活動を行います。				

21	<p>人権相談(困りごと)事業の実施</p> <p>法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名(任期3年)が、特設相談日(人権擁護委員の日:6月、及び人権週間期間中:12月)と定期相談日に、相談を受け付けます。</p>	福祉課	<p>人権擁護委員により、人権相談を毎月実施しました。</p> <p>開催回数 12回 相談件数 6件</p>	a	<p>法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名(任期3年)が、特設相談日(人権擁護委員の日:6月、及び人権週間期間中:12月)と定期相談日に、相談を受け付けます。</p>
22	<p>心配ごと相談事業の実施</p> <p>心配ごと相談員8名、弁護士2名が、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉の向上を図ることを目的とし、相談事業を実施します。</p> <p>第2、第4火曜日が法律相談(要予約) 第3火曜日が一般相談(先着順)</p>	社会福祉協議会	<p>心配ごと相談員8名、弁護士3名 第2、第3、第4火曜日に法律相談を実施(要予約)</p> <p>法律相談 32回実施 相談件数 87件</p> <p>【相談内容】 ・相続問題 ・離婚問題 ・借金問題</p>	a	<p>市民の不安を取り除き、住みやすいまちづくりに向けて実施。</p> <p>【相談体制】 心配ごと相談員8名、弁護士3名 相談日は、相談員2名、弁護士1名体制で実施</p> <p>【相談日】 毎月、第2・3・4火曜日 午後1時30分から午後3時30分</p>
23	<p>児童虐待防止事業の実施</p> <p>児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。</p>	子育て支援課	<p>児童虐待防止推進月間(11月)に、国からのポスターやパンフレットを市内小・中学校、幼稚園、保育園に配布しました。</p> <p>また、児童虐待防止キャンペーンとして市役所内にPRブースの設置、市内スーパー店頭3ヶ所において啓発グッズの配布を行いました。</p>	a	<p>児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のポスターやチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。</p>
24	<p>子ども対象の防犯教育の実施</p> <p>市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。</p>	指導課	<p>市内各小中学校ごとに「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施しました。</p> <p>小学校1年生に「下妻市キッズセーフティマップ」を配布し、安全教育に活用しました。</p>	a	<p>市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。</p>
セクシャル・ハラスメント防止対策					
25	<p>セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施</p> <p>セクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を行います。</p>	市民協働課	<p>セクシャル・ハラスメント防止に向けた情報を広報紙に掲載しました。また、パンフレット、ポスター掲示など、啓発・普及に努めました。</p> <p>お知らせ版への掲載回数 2回</p>	b	<p>引き続き、セクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を積極的に実施します。</p>

基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大					
政策・方針決定の場への女性の参画促進					
1	審議会等への女性の参加促進 各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。	全庁	【市民協働課】 各課から依頼を受けて、まちづくり女性スタッフから2名、女性団体連絡会から3名を推薦しました。 毎年全庁調査を実施している女性委員の参画状況調査の結果、27年度の各種審議会等への女性委員の登用率は、32.7%でした。(前年度比2.7%増)	a	第2次男女共同参画推進プランでは、最終年の平成28年度までに、女性委員の登用率を30%と目標設定していることから、全庁に更なる周知を図りながら、市政への女性参加促進を図ります。
		全庁	【図書館】 図書館協議会は、構成員が10名の所、女性が4名おり、女性の感性と視点を図書館運営に取り入れました。	a	図書館協議会は、構成員が10名の所、女性が3名になりましたが、女性の感性と視点を図書館運営に取り入れます。
		全庁	【子育て支援課】 女性委員に委嘱しています。 要保護児童対策地域協議会代表者会議 女性委員21名中10名(47.62%) 子ども・子育て会議 女性委員18名中9名(50.00%)	a	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。
		全庁	【保健センター】 下妻市保健センター運営協議会 15名中5名(33.33%) 下妻市母子保健推進員協議会 79名中79名(100%) 下妻市食生活改善推進協議会 78名中78名(100%)	b	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。
2	男女共同参画推進事業への参加促進(再掲) 男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課	基本目標 事業 2 に掲載	a	基本目標 事業 2 に掲載

3	<p>農山漁村男女共同参画事業推進の支援</p> <p>家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。</p>	農政課	<p>農業の6次産業化を進める「下妻食と農を考える女性の会」に対し、イベント出展の際に支援等を行いました。</p>	a	引き続き、家族経営協定の締結推進や販売支援等を積極的に進めます。
女性の人材育成等					
4	<p>女性団体との連携促進</p> <p>市内の女性団体との連携を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。</p>	市民協働課	<p>男女共同参画社会の実現を目指して、県内で行われる講演会等へ参加、市議会傍聴など勉強会を行いました。</p>	b	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、女性団体間の連携を図り議会傍聴など市政について勉強を行います。
5	<p>下妻市まちづくり女性スタッフ制度の充実及び活動の促進</p> <p>女性の感性と視点を市政に取り入れるとともに、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に、市政への提言や、市政についての調査研究、勉強会、市内施設見学会等を開催します。</p>	市民協働課	<p>下妻市まちづくり女性スタッフ10期生14名が、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に毎月1回勉強会や施設見学を約2年間行いました。その学びの中で考えたことを提言書にまとめ市長に提出しました。</p>	a	女性スタッフ制度は、20年間の活動期間があり、市民参加型の先駆的な役割を担ってききましたが、活動内容が類似してきていることから、新たな市民スタッフ制度を立ち上げ運営していく予定です。
女性職員の職域拡大					
6	<p>期日前投票立会人及び投票立会人への女性登用</p> <p>期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。</p>	総務課	<p>期日前投票立会人及び投票立会人への女性及び若者を登用しました。</p> <p>〔下妻市議会議員一般選挙〕 〔無投票〕 期日前投票立会人 延24名のうち女性7名 投票立会人 62名のうち女性10名</p>	b	期日前投票立会人及び投票立会人への女性及び若者の登用の推進に努めます。
7	<p>市職員の職域の拡大</p> <p>管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。</p>	総務課	<p>任免、昇格、降格等審査会において、女性職員の係長級以上の役職への登用について検討しました。</p> <p>女性職員の意識啓発や職務能力の向上を図るため、自治研修所や市町村アカデミー等で実施される各種派遣研修について情報を提供し、参加希望を募りました。</p>	b	女性職員の人材育成を図り、課長級(管理職)、課長補佐級、係長級の各役職段階の職員として積極的に登用し、職域の拡大に努めます。

下妻市の審議会・委員会・任意の委員会における
女性委員の参画状況
(H28.4.1現在)

	今回調査(H28)			前回調査 (H27)
	委員数	女性委員数	割合	
全 体	1527	500	32.7	30
審 議 会	381	96	25.2	20.6
委 員 会	42	3	7.1	7.1
任意の委員会	1104	401	36.3	34.1



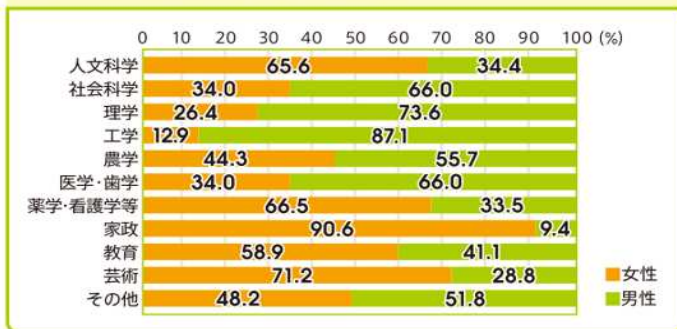
基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 2 男性、子どもにとっての男女共同参画

事業 No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画					
男性、子どもにとっての男女共同参画					
8	<p>男性の料理教室の開催(再掲)</p> <p>男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。</p>	公民館	基本目標 事業 11に掲載	a	基本目標 事業 11に掲載
9	<p>小学校理科教育推進事業(再掲)</p> <p>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。</p> <p>小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 小学校サイエンスサポーターの配置(市独自) おもしろ理科教室の開催 理科教育に関する教職員向け研修会への参加 大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加</p>	指導課	基本目標 事業 15に掲載	a	基本目標 事業 15に掲載

 **専攻分野別に見た学生(学部)の男女割合**

理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られます。



備考

文部科学省「学校基本調査」より作成。

内閣府男女共同参画局パンフレット

「ひとりひとりが幸せな社会のために」(平成28年度版)より

 **研究者に占める女性割合の国際比較**

我が国の女性研究者数は増加傾向にあります。その割合は諸外国と比較すると、なお低い水準にあります。



備考

1. 日本の値は総務省「平成 26 年科学技術研究調査報告」、韓国の値は OECD "Main Science and Technology Indicators"、米国の値は米国国立科学財団 (National Science Foundation : NSF) "Science and Engineering Indicators 2014"、EU 加盟国等の値は EU "Eurostat" より作成。
2. 日本の数値は、2014 (平成 26) 年 3 月 31 日現在の数値。韓国は 2013 (平成 25) 年、スウェーデン、ドイツは 2011 (平成 23) 年値、米国は 2010 (平成 21) 年値。その他の国は 2012 (平成 24) 年値。推定値、暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者 (scientists) における女性割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者 (engineers) を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は 27.5%。

基本目標 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

主要課題 3 地域社会における男女共同参画の推進

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進					
地域活動における男女共同参画					
10	農山漁村男女共同参画事業推進の支援(再掲) 家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	農政課	基本目標 事業 3 に掲載	a	基本目標 事業 3 に掲載
11	農業後継者育成支援事業の実施 農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。	農政課	国の経営開始型青年就農給付金を活用し、新規就農者の掘り起こしを行いました。 地域農業のリーダー育成を目的に組織された興農研究会において、視察研修を実施し農業に対する意欲向上に努めました。	a	引き続き、農業後継者育成支援を進めます。
12	市政モニター制度の実施 市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。	秘書課	女性モニター11名が活動しました。(モニター総数16名) モニター会議を開催しました。(2回) 通信カードによるモニターからの意見・要望等16件があったものに回答し、市政に反映させました。(対応済み9件、検討課題5件、他団体への働きかけ1件、対応できないもの1件)	a	平成28年度から市政モニター制度は廃止します。
13	ボランティアの育成 障害者や高齢者の理解を深め、優しさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう入門編・体験編・活動編に分け、しもつまふくし塾として誰もが参加できる講習会を開催します。	社会福祉協議会	一般市民対象としたボランティア育成 ・しもつまふくし塾 3回 登録ボランティア ・交流会1回 24名参加 ・講演会1回 248名参加 災害支援ボランティア活動 ・市内活動 6日間 延38名参加 ・常総市へボランティアバス5回 延88名参加	a	障害者や高齢者の理解を深めるたうえで 特に、健康づくり、介護予防を目的とした活動のできるボランティアの育成をします。
14	ボランティアサークルへの活動支援の充実 ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所(福祉施設)との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会	ボランティアサークル活動助成金 20サークル中18サークルの申請 525,000円の交付 下妻ボランティア連絡協議会 助成金50,000円交付 ボランティア保険補助 450名分 90,000円 小中学校へ助成金 12校 439,000円交付	a	ボランティアサークル活動助成金 20サークル分・・・560,000円 下妻ボランティア連絡協議会 補助金100,000円 ボランティア活動保険補助 200円×450名分 小中学校へ福祉教育助成金 12校分・・・444,000円

15	<p>ボランティア育成のための学習会の開催</p> <p>ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、育成をすることを目的に、一般対象のボランティア入門講座を開催します。</p> <p>また、福祉教育への意識を高めるため、学校の教職員を対象にした「先生のための福祉体験講座」を開催します。</p>	社会福祉協議会	<p>しもつまふくし塾の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 27名参加 親子防災体験学習 そなエリア見学 ・第2回 29名参加 国際福祉機器展 ・第3回 42名参加 防災体験ツアー そなエリア見学 <p>福祉教育支援 12校・・・47体験 延べ2,477名の児童 生徒が体験</p>	a	<p>ボランティア活動や福祉に関心高めるため今回は、スクエアステッリーダー研修会を開催しボランティア活動につなげます。</p> <p>福祉教育支援について学校訪問を行い、担当の教職員や教頭、教務主任との話し合いを進め、小学校9校、中学校3校の福祉体験のサポートを行います。</p>
防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画					
16	<p>男女共同参画の視点に立った防災計画の策定</p> <p>災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。</p>	消防交通課	<p>下妻市防災会議に、下妻市男女共同参画推進副委員長をはじめ6名の女性に委員を委嘱し、意見をいただきました。</p>	a	<p>今後も、女性委員等に参加していただき、広く意見を聞いていきます。</p>
17	<p>防犯活動(防犯ボランティア活動)の推進</p> <p>市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。</p>	消防交通課	<p>加入者に対して講習会等を通じ、防犯意識の高揚を図りました。</p> <p>平成28年3月末現在で691名の登録。</p>	b	<p>パンフレットやホームページ等を利用し、制度の周知を行い、新規加入者数を確保していきます。</p> <p>また、引き続き、市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。</p>
18	<p>消防団への女性の加入推進</p> <p>女性に、下妻市消防団に加入していただき、本部付け団員として、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。</p>	消防交通課	<p>加入促進の広報活動に努め、8名が加入しております。</p>	a	<p>今後も広報紙等を活用し、勧誘に努めていきます。</p>
19	<p>婦人防火クラブの活動の充実</p> <p>火災防止のため、市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等への参加協力をし、予防・消防活動の普及高揚を図ります。</p>	消防交通課	<p>74名のクラブ員が、市主催の消防出初式、防災訓練等へ参加協力しました。</p> <p>平成27年9月関東・東北豪雨の際には、被災箇所の清掃、避難所への訪問、支援物資の提供等を行いました。</p>	a	<p>今後も、市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等へ参加協力し、防火に関する活動を行っていきます。</p>

<p>20</p>	<p>交通安全教育の実施</p> <p>各市内10分会(小学校区)で組織される、「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」による事業を実施します。</p> <p>事業内容 保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進</p> <p>交通安全よいこの表彰、およびポスターコンクール等の表彰</p> <p>地域、職域における交通安全座談会、映画会、講演会並びに講習会の開催等</p> <p>立哨指導(交通安全協会下妻支部)</p>	<p>消防交通課</p> <p>市内の小・中学校(12校)において、警察署、交通関係団体の協力を得て、交通安全教室を実施しました。</p> <p>交通安全母の会下妻支部が中心となり、交通安全ポスターコンクールを実施し市内小学校から560点の応募がありました。関係団体の協力を得て、表彰、展示を行い交通安全の意識の高揚を図りました。</p> <p>交通安全協会下妻支部において、全国交通安全運動期間中に通学路等で立哨指導を実施しました。</p>	<p>a</p> <p>「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」による交通安全の啓発を行います。</p> <p>事業内容 保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進</p> <p>交通安全よいこの表彰、交通安全ポスターコンクールの表彰等</p> <p>地域、職域における交通安全座談会、講演会並びに講習会の開催等</p> <p>立哨指導(交通安全協会下妻支部)</p>
<p>21</p>	<p>子どもを守る110番の家事業の実施</p> <p>誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。</p>	<p>指導課</p> <p>保護者や教職員が「子どもを守る110番の家」を訪問するなどして、緊急避難場所としての依頼や情報交換を行いました。</p> <p>平成27年度「子どもを守る110番の家」件数は903件でした。</p>	<p>b</p> <p>誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。</p>

安心・安全のために！！

**子どもを守る
110番の家**



茨城県警察本部

「子どもを守る110番の家」

ボランティア活動の一種であり、子供たちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」などの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行ってくれます。

シンボルマークについて

茨城県では、児童・生徒等が他の学区でも子どもを守る110番の家であることが認識できるように、茨城県教育庁と協議して、シンボルマークを「親子カンガルー

ひばりくん防犯メール



「ひばりくん防犯メール」

茨城県民の皆さまが身近な犯罪から身を守るために必要な犯罪の発生・防犯対策情報や子ども・女性に対する声かけ事案情報、交通事故情報、県警からのお知らせなどを希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信するサービスです。

登録方法

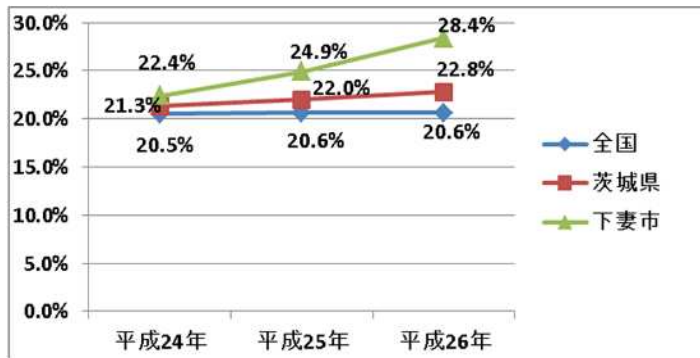
登録用メールアドレス(add@mail1.police.pref.ibaraki.jp)に空メール(件名、本文記載のないメール)を送信して、案内に従って手続きを行っていただきます。

バーコードリーダー機能付きの携帯電話を御利用の場合、登録用「QRコード」を読み取れば、アドレスを直接入力する手間が省けます。

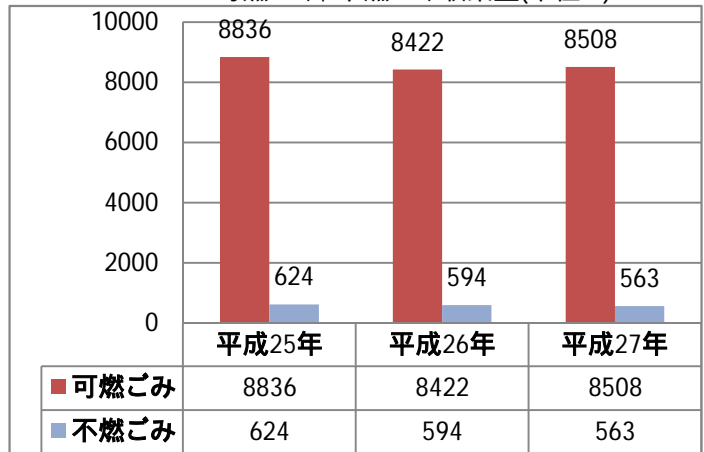
環境分野での男女共同参画					
22	<p>ごみ減量推進員制度の充実</p> <p>地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度の充実を図ります。</p>	生活環境課	<p>広報紙等による普及啓発を行ないました。</p>	a	<p>「可燃ごみ不燃ごみ分け方・出し方のポイント」及び「資源ごみ有害ごみ分け方・出し方のポイント」等のチラシをごみ減量推進員に配布し、ごみの分別等について普及啓発を行ないます。</p>
23	<p>環境保全等推進事業の充実</p> <p>環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議をするため、下妻市環境審議会を置き、環境保全等推進事業の充実を図ります。</p>	生活環境課	<p>市が工業団地に立地する企業と公害防止協定を締結するに際し、下妻市環境審議会を開催し協定内容を審議しました。</p>	a	<p>環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し審議会を開催していきます。</p>
24	<p>地球温暖化対策地域協議会の充実</p> <p>市民及び児童生徒を対象とした温暖化対策の普及啓発活動の実施並びに温暖化対策に係る施策を会員から提言しています。</p>	生活環境課	<p>しもつま砂沼フェスティバルにおける環境ブースの運営や、商業施設での環境カルタ大会などにおいて、温暖化対策や環境保全に対する普及啓発活動を行ないました。</p>	a	<p>温暖化対策の普及啓発活動について、会員が率先して活動します。</p>

再生利用(リサイクル)率

	H24	H25	H26
全国	20.5%	20.6%	20.6%
茨城県	21.3%	22.0%	22.8%
下妻市	22.4%	24.9%	28.4%
県内順位	12位	10位	6位



可燃ごみ、不燃ごみ収集量(単位:t)



(収集量+直接搬入)

3R政策



- ・ごみの量を減らそう
- ・繰り返し使おう
- ・資源として活かそう

3R(スリーアール)とは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。(経済産業省)

基本目標 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

主要課題 1 男女の仕事と生活の調和

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発					
ワーク・ライフ・バランスの推進					
1	市職員の時間外勤務縮減 職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課	職務調査の実施により各課の業務量を把握し、人員を配置する際の資料としました。	b	引き続き職務調査を実施し、人員を配置する際の資料とします。
2	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供(再掲) ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により啓発し、普及に努めます。	市民協働課	基本目標 事業 8 に掲載	b	基本目標 事業 8 に掲載
(2) 仕事と子育ての両立支援の推進					
総合的な子育て支援の充実					
3	5か月児健診時読み聞かせの実施 幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。	図書館	保健センターでの5か月児健診に併せて、乳幼児期の読み聞かせの大切さを話しました。 参加人数 251名	a	乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える有効な事業なので、保健センターの協力を得て5か月児健診において引き続き実施します。
4	図書館子育て支援事業の実施 幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えるとともに、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。	図書館	ボランティアの協力及び職員により、読み聞かせを実施しました。 参加人数 907名	a	引き続きボランティアの協力と職員にて乳幼児期の読書との出会いや楽しさを知ってもらうため実施します。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



用語解説) **仕事と家庭との調和(ワーク・ライフ・バランス)とは?**

仕事と家庭との調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、具体的には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。(内閣府)

5	<p>子どもの遊び場設置・運営費補助事業の実施</p> <p>設置費補助事業:子どもを育成する地域団体が設置する遊び場に対して、その経費の一部を補助します。</p> <p>運営費補助事業:地域団体が設置した子どもの遊び場の運営費の一部を補助します。</p>	子育て支援課	<p>子供の遊び場55ヶ所に対し、運営費の一部補助を実施しました。</p>	a	<p>子どもの遊び場を新設した場合に、経費の一部を補助します。運営費の一部を補助します。</p>
6	<p>地域子育て支援センターの整備・活動事業</p> <p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を促進します。</p> <p>交流スペース 子育て講演会 子育て相談</p>	子育て支援課	<p>西原保育園内「あうるくらぶ」及びもみの木保育園旧園舎内「もみの木ふれあい広場」に業務を委託しました。</p> <p>1日平均利用者数 児童 13名 保護者 11名</p>	a	<p>西原保育園及びもみの木保育園に業務委託し、市内2か所でセンターを開設します。</p>
7	<p>ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <p>安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う地域のネットワークをつくり、在宅でお子さんを一時的に預かります。</p> <p>利用会員 市内に在住・在勤し、生後3ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者</p>	社会福祉協議会	<p>実績 会員数 728名 (利用会員624名、協力会員77名、両方会員27名)</p> <p>活動実績 1,270時間 利用件数 1,974件</p> <p>協力会員養成講座 12講座 (25.5時間)</p> <p>ファミサポ通信全戸配布</p>	a	<p>安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援をするため、子育て支援協力会員の養成講座の開催やファミサポ通信の発行で協力会員の拡大に努めます。</p>
8	<p>子育て支援事業「うえるきっず」の実施</p> <p>子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。</p> <p>利用会員 市内に在住・在勤するおむね生後6ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者</p>	社会福祉協議会	<p>利用実績 8,785時間 活動実績 7,570時間</p> <p>協力会員定例会 年3回 (内視察研修:東京都台東区)</p>	a	<p>安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援をするため、子育て支援協力会員の養成講座の開催やファミサポ通信の発行で協力会員の拡大に努めます。</p>
9	<p>おもちゃの広場(子育てサロン)の実施</p> <p>子育て中の親子が集い、それぞれの地域性にあった内容で同じ悩みや情報交換ができる場所として、各地区で開設します。</p>	社会福祉協議会	<p>市内8ヶ所で開催 全115回 参加延人数 1583名</p> <p>新規開設 1ヶ所 平成27年度3月で終了 1ヶ所</p>	a	<p>地域の子育てサロンから目的や趣味のあった親子が集まるサロンの形に変わり、新規立ち上げサロンや既存サロンへの情報提供や相談支援を行います。</p>

保育サービスの充実					
10	<p>幼稚園預かり保育推進事業の実施</p> <p>下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。</p>	学校教育課	<p>公立幼稚園全園(6園)で実施しました。</p> <p>毎日約45名</p>	a	<p>下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後または夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。</p>
11	<p>保育の実施</p> <p>児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。</p>	子育て支援課	<p>市内6園(下妻・きぬ・法泉寺・大宝・西原・もみの木)で延8,398名、小規模保育1園(もみの木フレンズ)で延64名、市外26園で延572名の保育を実施しました。</p>	a	<p>児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童(0歳～小学校就学前)の保育をできない場合、保育を実施し(社会福祉法人の認可保育所への委託含む)、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。</p>
12	<p>延長保育事業の実施</p> <p>保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。</p>	子育て支援課	<p>市内民間保育所4園(法泉寺・大宝・西原・もみの木)において、30分延長保育を実施し、経費の一部を補助しました。</p>	a	<p>保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。</p>
13	<p>一時預かり事業の実施</p> <p>保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。</p>	子育て支援課	<p>市内認可保育園6園において、延べ471名の受入れを行いました。</p>	a	<p>保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。</p>
14	<p>子育て支援短期利用事業の実施</p> <p>児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。</p> <p>短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可)</p>	子育て支援課	<p>一時的に児童を養育することが困難となった場合等に、養育及び保護を行いました。利用実績はありませんでした。</p>	b	<p>児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。</p> <p>短期入所生活援助(ショートステイ)事業(土日祝受け入れ可)</p>

15	<p>民間保育所運営費補助事業の実施</p> <p>市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。</p>	子育て支援課	市内民間保育所4園に対し、補助を実施しました。	a	市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。
16	<p>放課後児童健全育成事業の実施</p> <p>小学校1年生から6年生の児童で放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余裕教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。</p>	子育て支援課	<p>市内13クラブ(やはた、第二やはた、もみの木、いずみ、弘徳保育園、下妻小第1、下妻小第2、大形小、宗道小、宗道小第2、騰波ノ江、プレールアフタースクール、とよこ園)で実施しました。</p> <p>月平均登録児童者数 415名</p>	a	放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余裕教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。市内15クラブで実施します。
子育て家庭への経済的支援					
17	<p>児童手当の支給</p> <p>中学校修了前の子どもを養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に目的に手当を支給します。</p>	子育て支援課	<p>中学校終了前の児童を養育している方に支給しました。</p> <p>H28.3.31現在 実受給者数3,428名</p>	a	中学校終了前の児童を養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に手当を支給します。
18	<p>チャイルドシートリサイクル事業の実施</p> <p>下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満児の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。</p>	消防交通課	<p>お知らせ版やホームページ、フェイスブック等により、事業内容やリサイクル登録されたチャイルドシートの画像等を掲載し、利用促進を図りました。</p> <p>9件譲渡成立</p>	a	下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満の幼児に使用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用希望者に提供します。
19	<p>私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施</p> <p>市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。</p>	学校教育課	<p>私立幼稚園に就園する満3歳から5歳の保護者に補助金を支給しました。</p> <p>平成27年度実績 対象者 82名 補助総額 11,032千円</p>	a	継続して実施します。
20	<p>私立幼稚園保護者負担軽減事業の実施</p> <p>私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1,000円/月を補助します。</p>	学校教育課	平成26年度で事業終了(27年度実施なし)		平成26年度で事業終了(27年度実施なし)

子育ての相談体制の充実					
21	<p>子育て電話相談事業の実施</p> <p>家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時、無料)</p>	子育て支援課	家庭相談員・各保育園主任保育士を中心に実施しました。	b	家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時、無料)
22	<p>民生・児童委員による子どもに関する相談活動の実施</p> <p>民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)</p>	子育て支援課	主任児童委員・家庭相談員の連携により実施しました。	b	民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)
23	<p>家庭児童相談室事業の実施</p> <p>家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2名の相談員を配し、相談・指導業務を行います。</p>	子育て支援課	<p>家庭児童相談室に2名の相談員を配置、相談指導業務を実施しました。</p> <p>相談実人員 215名 延件数 982件</p>	a	家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2名の相談員を配し、相談・指導業務を行います。
24	<p>子育てアドバイザー派遣事業の充実</p> <p>個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。</p>	保健センター	<p>こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診・相談、家庭訪問等により、対応・解決できたため派遣には至りませんでした。</p>	b	実施要綱に基づき、派遣が必要なケースについては子育てアドバイザーを派遣し、養育支援を行います。
25	<p>子どもの発達支援連絡会の形成</p> <p>関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。</p> <p>【メンバー】 小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、ろう学校、小学校、保育園、幼稚園、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、保健センター 他</p>	保健センター	<p>年2回開催(8月と3月)。 市の乳幼児健診の結果や課題、発達支援体制の紹介。支援を要するケースについてはケース検討を実施し、各関係機関の情報共有や意見交換を行いました。</p>	a	引き続き年2回実施。

基本目標 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

主要課題 2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

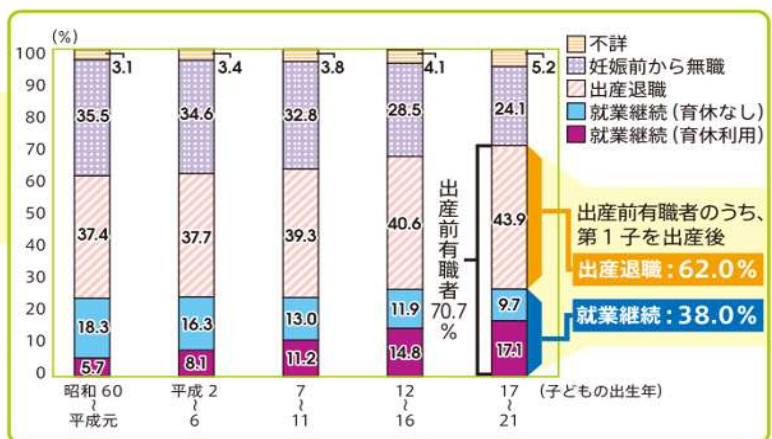
事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援					
地元企業における就労環境の整備支援					
26	<p>下妻市働く婦人の家の管理・運営</p> <p>男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働く婦人の家において、主に、働く女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。</p>	商工観光課	文化及び体育講座を開催し、延1,153名が受講しました。また、施設の年間利用人員は、8,861名でした。	b	男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働く婦人の家において、主に、働く女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。
27	<p>下妻市勤労青少年ホームの管理・運営</p> <p>勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している、勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に場の提供を行います。</p>	商工観光課	文化及び体育講座を開催し、延1,022名が受講しました。また、施設の年間利用人員は、11,744名でした。	b	勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に場の提供を行います。
多様な働き方の支援					
28	<p>チャレンジ支援の広報等による啓発</p> <p>関係機関の発行するチャレンジ支援のための研修会や講習会の情報を広報等により提供します。</p>	市民協働課	県が開催する研修会や講習会の情報をお知らせ版に掲載して、情報を提供し、意識の啓発を図りました。 お知らせ版掲載回数 3回	b	引き続き、研修会や講習会の情報を広報紙等に掲載し、意識の啓発を図ります。

女性の就業継続をめぐる状況
子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にある一方で、第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職する傾向が続いています。

備考

- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴:
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業 - 育児休業取得 - 子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業 - 育児休業取得なし - 子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業 - 子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職 - 子ども1歳時無職



内閣府男女共同参画局パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」(平成28年度版)より

基本目標 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

主要課題 1 生涯を通じた男女の健康支援


事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1)生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援					
生涯を通じた男女の健康保持・増進					
1	<p>住民基本健診の実施</p> <p>生活習慣病予防・改善のための特定健康診査を市民に実施します。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となられた方には特定保健指導を実施します。また、胸部レントゲン・喀痰・前立腺がん・肝炎ウイルス検査は、該当年齢で希望される方に同時実施します。</p>	保健センター	<p>特定健康診査受診者3,446名、特定保健指導実人数250名に実施しました。</p> <p>特定保健指導は、積極的支援63名、動機づけ支援139名に生活習慣病予防のための指導を実施しました。</p> <p>胸部レントゲン検査 4,511名 基本健康診査 1,287名 肝炎ウイルス検査 339名 胃がん健診 1,509名 大腸がん検診 2,926名 前立腺がん検診 1,184名 子宮がん検診 1,599名 乳がん検診 1,493名</p>	a	<p>生活習慣病予防・改善のため、特定健康診査を実施します。この結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となった方には、特定保健指導を実施します。みなさんが利用しやすく、また保健指導を受け生活習慣改善のための行動変容につなげられるよう、個別指導および集団指導を実施します。それに該当しない方にも生活習慣病予防のための健診結果説明会や相談、教室を開催しております。また各がん検診等は、該当年齢の方に受診勧奨をし、希望者に検診を実施します。</p>
2	<p>夜間応急診療所の開設</p> <p>夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日(元日を除く)に市保健センターにおいて診療します。</p>	保健センター	<p>診療日数 122日 受診者数 内科 171名 (うち小児34名)</p>	a	<p>引き続き、夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日(元日を除く)に市保健センターにおいて診療します。</p>
3	<p>休日在宅当番医事業の実施</p> <p>休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日(元日を除く)に市内医療機関が当番で診療します。</p>	保健センター	<p>診療日数 70日 受診者数 1,760名</p>	a	<p>引き続き、休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日(元日を除く)に市内医療機関が当番で診療します。</p>
4	<p>保健医療サービス等情報提供の充実</p> <p>市のホームページや広報紙への掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。</p>	保健センター	<p>市のホームページ、広報しもつま、お知らせ版等への掲載。ポスター掲示やチラシ配布、ママサポしもつまでのメール配信等により情報提供を行いました。</p>	a	<p>引き続き、市のホームページ、広報しもつま、お知らせ版、フェイスブック等への掲載。ポスター掲示やチラシ配布等により情報提供を行います。</p>

5	<p>骨粗しょう症検診の実施</p> <p>25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、随時健康相談を行います。</p>	保健センター	<p>25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の節目の女性を対象に骨粗しょう症検診を行いました。</p> <p>5日間で239名受診</p>	b	<p>25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、健康相談や予防教室を計画しています。</p>
男女の健康づくり支援					
6	<p>食生活改善推進員の育成</p> <p>食生活の重要性を認識し、生活習慣病のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。</p>	保健センター	<p>高齢者健康づくり料理講習会、3歳児健診時のおやつ作り、砂沼フェスティバルでの食育普及活動、住民健診時の伝達活動等健康づくりのための食生活改善指導を実施しました。</p> <p>また、県の委託事業として、茨城食文化伝承事業、親子食育教室、食育推進事業、生涯骨太クッキング、ヘルスメイトが繋ぐパートナーシップ事業等のグループ講習会等を実施しました。</p> <p>その他、保健センター事業への協力、研修会を実施しました。</p> <p>活動合計 130回 参加推進員 延730名 被指導者 6,039名</p>	b	<p>食生活の重要性を認識し、地域の健康づくり、食育の普及活動に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を促進します。</p>
7	<p>運動教室(昼の部・夜の部)の実施</p> <p>各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下</p>	保健センター 生涯学習課	<p>【保健センター】 生涯学習課、保健センター共同で実施しました。 エアロビクス、骨盤体操、キックボクササイズ、ズンパ等8回×3コース24回実施し、参加者延595名。</p> <p>【生涯学習課】 保健センターと連携し、運動教室を開催しました。 教室開催数は、4コースで計31回実施しました。</p>	a	<p>【保健センター】 引き続き、生涯学習課と連携し、日中・夜間の教室を実施し(昼8回×2コース、夜8回×1コース)、運動習慣のきっかけづくりと継続を促進する。</p> <p>【生涯学習課】 保健センターと連携し、運動教室を開催する予定です。教室開催数は、4コースで計31回を予定しています。</p>
8	<p>健康相談事業の実施</p> <p>特定健診や各種がん検診の場、電話や保健センター窓口で随時健康相談に応じます。</p>	保健センター	<p>毎月1回健康相談事業として、疾病や食生活、運動についての講話や相談などを実施し、12回で延810名が参加しました。</p> <p>また、各健診会場での健康相談は30回で1,323名、健診結果説明会等で22回299名に実施しました。</p> <p>その他、随時窓口での相談や電話での健康相談も実施しています。</p>	a	<p>健診時や各健康教室実施時のほか、電話や窓口で随時健康相談を実施し、健康意識の向上・健康増進を促します。</p> <p>今年度も8回×3コースや栄養と組み合わせた講座を実施します。</p> <p>毎月1回の健康相談も引き続き実施します。</p>





事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(2) 妊娠出産に関する健康支援					
母性保護の環境整備					
9	<p>妊婦・乳児健康診査の実施</p> <p>妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。</p>	保健センター	<p>【妊婦健診】 医療機関に委託し、14回分公費で実施。母子健康手帳交付者365名及び転入された妊婦に受診券を交付しました。 受診者延4,115名。</p> <p>【乳児健診】 医療機関に委託し、第1回は3～6か月、第2回は9～11か月として2回受診分を公費で実施しました。 第1回受診者 278名 第2回受診者 246名 合計524名で交付件数の61.8%</p>	b	引き続き実施。妊婦に対しては、妊婦健診の受診、乳幼児には対象月齢にはきちんと健診を受けるよう受診勧奨も同時に行い、受診率向上を目指します。
10	<p>子宮がん・乳がん検診の実施</p> <p>子宮がん(20歳以上女性対象)及び乳がん(30歳以上の女性対象)の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。</p>	保健センター	<p>【子宮がん検診】 集団検診(10日) 877名 医療機関健診 725名</p> <p>【乳がん検診】 集団検診(7日) 810名 医療機関健診 683名</p>	b	がんの早期発見・早期治療を目的に引き続き実施します。特に若い女性にも毎年のがん検診受診の意識が向上するよう受診勧奨を行います。
11	<p>マタニティクラス開催</p> <p>妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り、産後子育てができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。</p>	保健センター	<p>9回実施(前期3回、後期6回) 前期は15名、後期は49名が参加しました。(うち、妊婦の夫9名・母親等1名)</p> <p>後期のマタニティクラスでは、先輩ママとの交流時間を設け、出産へのアドバイスや仲間づくりを図りました。</p>	b	対象者に参加を呼びかけ、引き続き前期3回、後期6回開催します。
12	<p>保護者対象の学習講座・相談事業(子育て講座)の実施</p> <p>妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。</p>	保健センター	<p>「ベビーヨガ教室」 1回開催 親子20組40名</p> <p>「コミュニケーション講座」 1回開催 親子21組42名</p> <p>「ベビーサイン教室」 1回開催 親子26組52名</p> <p>「手作りおもちゃ教室」 1回開催 児8名・親5名</p> <p>「こどもの救急講演会」 1回開催 児18名、母親18名</p> <p>「ペアレントトレーニング教室」 5回を2講座開催 育児不安が強い母親、子供への関わり方・ほめ方のコツを学び、子育てが楽しめるよう支援する。 実人数11名、延55名</p>	a	引き続き、楽しく子育てができ、母親の孤立を防ぎ、子育てに必要な正しい知識を普及できるよう、講演会や育児教室を開催します。また、育児不安の強い母親支援として、ペアレントトレーニングを今年度より保健センター主体で実施していきます。

母子の健康増進の環境整備					
13	<p>マタニティクラス開催(再掲)</p> <p>妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。</p>	保健センター	基本目標 事業 11 に掲載	b	基本目標 事業 11 に掲載
14	<p>保護者対象の学習講座・相談事業(子育て講座)の実施(再掲)</p> <p>妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。</p>	保健センター	基本目標 事業 12 に掲載	a	基本目標 事業 12 に掲載
15	<p>乳幼児健診・相談・訪問事業の実施</p> <p>乳幼児の発育・発達のチェックを行い病気の早期発見、また食習慣やむし歯予防などの生活習慣の確立を図るとともに、育児支援の場として保護者の育児不安や悩みの相談等を行います。</p>	保健センター	<p>[5か月児健診] 受診者319名 受診率93%</p> <p>[1歳6か月児健診] 受診者391名 受診率94.4%</p> <p>[2歳児歯科健診] 受診者341名 受診率91.9%</p> <p>[3歳児健診] 受診者301名 受診率93.8%</p>	a	引き続き、乳幼児健診や相談事業、家庭訪問等を実施し発育発達の遅れ、疾病の早期発見に努めます。また健診・訪問・相談事業を通して、保護者の育児不安解消に努めます。
16	<p>妊婦・乳児健康診査の実施(再掲)</p> <p>妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。</p>	保健センター	基本目標 事業 9 に掲載	b	基本目標 事業 9 に掲載
17	<p>各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施</p> <p>幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。</p>	保健センター	<p>小学校、幼稚園等より依頼があり、食育や生活習慣について講話や調理実習、むし歯予防の講話を実施しました。</p> <p>保育園1ヵ所 55名 小学校4ヶ所 165名</p>	a	引き続き実施し、食育の普及、健康増進のための講話や相談を実施します。

18	<p>就学時の健康教育事業の実施</p> <p>市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。</p>	保健センター	市内の小学校9校で実施し、保護者396名に健康教育を実施しました。	a	引き続き実施し、食育の普及、就学のための基本的な生活習慣の大切さ、じょうぶなからだ作りの大切さ等を普及します。
19	<p>乳幼児の健康についての講演会の開催</p> <p>乳幼児の健康や疾病や子どもの健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。</p>	保健センター	小児の急な病気やケガへの対応や病院のかかり方、予防接種の受け方等について、小児科医師による講演会を実施し、児18名・母親18名が参加しました。	a	内容等を検討しながら、引き続き実施します。
20	<p>小児の応急処置の健康教室の実施</p> <p>下妻消防署員や日本赤十字社の指導員等により、事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。</p>	保健センター	乳幼児の起きやすい事故や、その予防について健診時や訪問時に説明しました。 指導人数 延1,677名	a	事故防止や応急処置についての情報を提供するとともに、色々な教室を隔年実施します。
21	<p>母子保健推進員の活動の実施</p> <p>母子保健の向上を図るため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交流会等の開催を通し、地域の母子の身近な相談役としてサポートするとともに、予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業の周知や啓発活動を行います。</p>	保健センター	産婦・乳児家庭訪問 73件 乳幼児健診への協力 延69名 子育て講演会・保育協力 20名 遊びの交流会2回実施 41名 特定健康診査時の赤ちゃん抱っこサポート 12名 母子保健推進員数 79名	a	母子保健の向上を図るため、乳幼児健診や母子保健講演会への協力、乳幼児家庭訪問等、母子保健事業の周知や啓発活動を実施します。

 子育てのできる食卓をめざして...

食育の合言葉は し・も・つ・ま

-  っかりあいさつ
-  う1つやさしい料理を
-  よい心身は笑顔の食卓
-  いにち食べます朝ごはん



毎月19日は「食育の日」
合言葉をチェック
してみてくださいね！



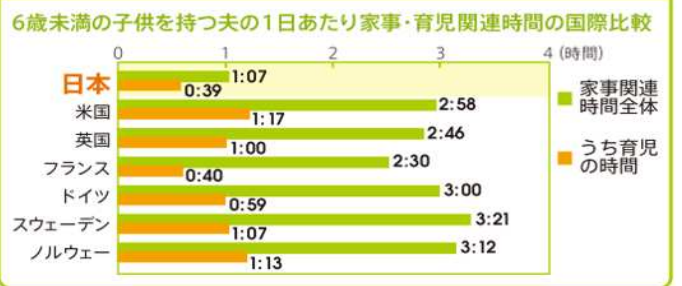
食育マスコット
シーモちゃん

乳幼児の健康支援					
22	<p>ママサロンの開催</p> <p>生後1歳未満の子とその母親が集まり、お互いに育児の相談をしたり、情報交換などを行うことにより、育児不安の解消を図るとともに、子育て中の母親の仲間づくりの支援をします。</p>	保健センター	<p>年9回開催</p> <p>実人数 児40名、父母39名 延人数 児103名、父母101名</p>	b	引き続き開催し、母親の仲間づくりを支援します。
23	<p>パパのための沐浴講座</p> <p>これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。</p>	保健センター	<p>年2回(土曜日)開催</p> <p>参加者 13組 (父12名・母13名・祖母1名)</p>	a	対象者に参加を呼びかけ、引き続き父親が参加しやすい土曜日開催します。
24	<p>びよびよ教室の開催</p> <p>乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。</p> <p>[対象者] 生後6か月～就園前の児</p>	保健センター	<p>びよびよ教室とのびのび遊びの広場を合体させ、対象者も2歳で区切らず、生後6か月～就園前の児として、年10回開催しました。</p> <p>参加延人数 乳児80名、母77名 幼児160名、母154名</p>	b	引き続き年10回開催し、子育ての悩みや不安の解消に努め、母親同士の仲間づくりを支援します。
25	<p>のびのび遊びの広場の開催</p> <p>保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性などを養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。</p> <p>[対象者] 2歳1か月児～就園前の幼児</p>	保健センター	<p>年2回開催</p> <p>参加延人数 乳児40名、母40名 幼児82名、母72名</p>	a	のびのび遊びの広場は、びよびよ教室の拡大事業とし年間2回イベントとして大きく開催します。リズム遊び、読み聞かせ、創作遊びなど親子で楽しく遊べ、ママたちが交流を深められるような内容で企画し実施します。
26	<p>パクパク離乳食教室の開催</p> <p>離乳開始前の母親及び家族を対象に、離乳食のスムーズな進め方と手法を学ぶことを目的に開催します。育児不安の解消にも効果があります。(対象者)第1子の家族。但し、おしらせ版や予定表にも載せているため、希望する方は第2子以降の方も受講可能です。</p>	保健センター	<p>前期6回 後期6回開催</p> <p>参加人数 乳幼児 延205名 保護者 延186名</p>	a	引き続き、それぞれ6回ずつ開催し、赤ちゃんの月齢・発育段階に応じた離乳食の進め方、育児相談を行い、不安の解消に努めます。

27	<p>こんにちは赤ちゃん事業の実施</p> <p>生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。</p>	保健センター	<p>対象 347人 家庭訪問実施数 347人 実施率 100%</p>	a	<p>引き続き子育ての不安や悩みの解消のため、予防接種や乳幼児の発育発達支援のための適切なサービス提供ができるよう、家庭訪問活動を実施します。</p>
28	<p>母親クラブの活動支援</p> <p>子どもの健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。</p>	子育て支援課	<p>市内1クラブの活動に対し、事業費の一部を補助しました。</p>	a	<p>引き続き、活動支援を実施していきます。</p>
29	<p>子育てサークルの育成支援</p> <p>育児にかかわる不安や悩みについて相談ができるよう子ども同士、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを目的として実施します。</p>	保健センター	<p>ママサロン、のびのび遊びの広場、びよびよ教室、キッズクラブ、子育て講座等の交流の場を設け、ママの仲間づくりを支援しました。また、おもちゃの広場(子育てサロン)や子育て支援センター(あうるくらぶ)の情報提供も行いました。</p>	b	<p>ママたちの交流の場を設け、仲間づくりを支援し、子育てサークルの情報提供をしていきます。</p>

子育て期にある男性の家事・育児時間

男性の週労働時間は、30代が他の年代に比べ高水準となっているものの、全体的には減少傾向にあります。また、育児期にある夫の一日あたりの家事関連時間は60分程度であり、「平成32年までに2時間30分」※という目標とはまだ乖離があります。さらに、男性の育児休業取得率は2.3%(平成26年)と、女性の取得率86.6%に比べて低く、「平成32年までに13%」※の目標達成に向けた取組が進められています。※ いずれも第3次男女共同参画基本計画における成果目標。



備考
 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。
 2. 数値は、非農林業就業者(休業者を除く)総数に占める割合。
 3. 平成23年の[]内の割合は、若手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

備考
 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2013) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

内閣府男女共同参画局パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」(平成28年度版)より

基本目標 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

主要課題 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備					
高齢者が安心して暮らせる環境の整備					
30	<p>介護予防等教室の開催(一次予防・元気高齢者)</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。</p>	介護保険課	<p>一時予防教室の開催</p> <p>転倒骨折予防教室 (にこにこ体操教室) 9教室 88回開催 延1,454名参加</p> <p>シルバーリハビリ体操教室 30教室 397回開催 延4,322名参加</p> <p>高齢者健康づくり事業 (シニア元気クラブ) 27名参加</p>	a	<p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。</p> <p>転倒骨折予防教室 (にこにこ体操教室)</p> <p>シルバーリハビリ体操教室</p> <p>高齢者健康づくり事業 (シニア元気クラブ)</p>
31	<p>介護予防等教室の開催(二次予防・元気高齢者)</p> <p>虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。</p>	介護保険課	<p>二次予防事業対象者に対し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止のための教室「げんき運動教室」を開催しました。</p> <p>1クール12回(3か月間)×3クール実施 参加者 実人数29名 延275名</p>	a	<p>虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。</p> <p>火曜日コース、木曜日コースを設定する(7月から3月) 3ヶ月を1クール(3名)とし7班実施する。</p>
32	<p>介護教室の開催</p> <p>高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。</p>	介護保険課	<p>認知症の方とその家族の方の集いの場「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を毎月1回開催。 参加者 要介護者 延19人 介護者 延34人</p> <p>介護家族支援教室の開催。 年4回 53名参加</p>	a	<p>高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。</p>
33	<p>ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業の実施</p> <p>おおむね65歳以上のひとりぐらしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとりぐらしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。</p>	介護保険課	<p>対象者に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡し、日常生活上の緊急事態における不安を解消しました。</p> <p>新規申請者数 18名</p>	a	<p>おおむね65歳以上のひとりぐらしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとりぐらしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。</p>

34	<p>高齢者学級の推進</p> <p>毎年、市内全部の公民館教室で、概ね60歳以上の方を対象に高齢者学級を実施します。</p>	公民館	<p>公民館教室の高齢者学級(8教室)において、人権教育研修会を含め各種講座10回を開催しました。</p> <p>受講者数 181名</p>	a	<p>公民館教室の高齢者学級(8教室)において、人権教育研修会を含め各種講座10回を開催します。</p> <p>受講予定人数 200名</p>
35	<p>在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の実施</p> <p>介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。</p>	社会福祉協議会	<p>【会員数】 利用会員199名 実利用77名 協力会員120名 実活動40名</p> <p>利用時間数 3,098時間</p> <p>主な内容 家事支援、話し相手、通院介助ほか</p> <p>会員交流会 3回 協力会員研修会 3回</p>	a	<p>介護保険法の改正等により、介護保険サービスが受けられなくなる高齢者の増加が想定されることから、事業の周知と協力会員の増員を行います。</p>
36	<p>地域包括支援センターの設置</p> <p>地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。</p>	介護保険課	<p>高齢者虐待防止ネットワークの代表者会議および実務者会議や研修会を開催しました。</p> <p>高齢者の相談に早期に対応できるよう、医療、介護保険関係機関との連携づくりを行いました。</p>	a	<p>地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題に対して、相談、支援、援助等を行います。</p>
37	<p>愛の定期便事業の実施</p> <p>在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。</p>	介護保険課	<p>在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問し、乳製品等を配布しながら、安否確認を行いました。</p> <p>利用人数 月平均345名</p>	a	<p>在宅の65歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。</p>
38	<p>ねたきり老人等介護用品購入助成券の支給</p> <p>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。</p> <p>月4,000円</p>	介護保険課	<p>在宅で60歳以上の常時ねたきり、又は認知症の状態の方で、おむつ等の介護用品の使用が必要な高齢者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成しました。</p> <p>月4,000円</p> <p>該当人数 ねたきり老人 115名 認知症老人 101名</p>	a	<p>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。</p> <p>月4,000円</p>

39	<p>ねたきり老人等介護慰労金支給事業の実施</p> <p>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金(年額3万円)を支給します。</p>	介護保険課	<p>在宅の65歳以上で、継続して3ヶ月以上常時ねたきり又は認知症の状態にある高齢者の介護者を対象に、介護慰労金を年30,000円支給しました。</p> <p>支給人数 ねたきり老人 113名 認知症老人 94名</p>	a	<p>要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金(年額3万円)を支給します。</p>
40	<p>しもつま温泉無料入浴券の配布</p> <p>しもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。</p>	介護保険課	<p>しもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布しました。</p> <p>配布世帯数 2,798世帯</p>	a	<p>高齢者等の健康増進及び心身のリフレッシュを図るため、しもつま温泉無料入浴券(2枚)を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。</p>
41	<p>高齢者福祉タクシー利用助成事業の実施</p> <p>高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。</p> <p>【対象者】 在宅の75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者</p> <p>【対象外】 障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者</p>	介護保険課	<p>高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシーの初乗り運賃を限度とするタクシー料金を助成しました。</p> <p>申請者数 713名</p>	a	<p>高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。</p> <p>【対象者】 在宅の75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者</p> <p>【対象外】 障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者</p>
42	<p>運動教室(昼の部・夜の部)の実施 再掲</p> <p>各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。</p> <p>対象者 おおむね65歳以下</p>	保健センター 生涯学習課	<p>基本目標 事業 7 に掲載</p>	a	<p>基本目標 事業 7 に掲載</p>

外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください



介護マーク

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護家族から多く寄せられました。こうした要望に答え、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を作成しました。(茨城県)

こんなときに

介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
男性介護者が女性用下着を購入するとき

障害者が安心して暮らせる環境の整備					
43	<p>すくすく相談の実施</p> <p>障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、保護者の育児支援を図るために、乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児（発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児）とその保護者を対象に総合的な相談を行います。</p>	保健センター	<p>発達検査や指導、相談等を臨床心理士・保健師にて年間18回実施しました。</p> <p>参加人数 実人数 47名 延人数 73名</p>	a	相談件数は年々増加しているため、H28年度より毎月2回、年24回の相談を実施し、適切な療育につなげ、母親の育児支援・不安の解消に努めます。
44	<p>小児リハビリ教室の実施</p> <p>心身に障害を持つ児(肢体不自由児を主とした障害児)とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。</p>	保健センター	<p>発育・発達の確認、機能訓練指導など、理学療法士・保健師にて年間6回実施しました。</p> <p>参加人数 実人数 5名 延人数 13名</p>	b	引き続き、年間6回実施。障害児をもつ親同士の仲間づくりの場、相談支援の場として実施していきます。
45	<p>障害児保育事業の実施</p> <p>「特別児童扶養手当の支給対象障害児」で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。</p>	子育て支援課	<p>障害を持つ園児を受け入れた民間保育所に対し、経費の一部を補助を行っています。</p> <p>大宝保育園 3名</p>	a	「特別児童扶養手当の支給対象障害児」で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。
46	<p>放課後等デイサービス事業の実施 (旧名称 児童デイサービス支援事業)</p> <p>障害児を授業の終了後または学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。市では児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費を支給します。</p>	福祉課	<p>制度改正に伴い、平成24年4月から事業名変更。市内に事業所が1ヶ所増え、2ヶ所となった。利用者数は昨年同様だが、利用回数は大幅に増えている。</p> <p>利用者数 27名</p>	b	窓口や電話での相談以外にも、広報紙やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。 目標利用者数 41名
47	<p>ホームヘルプ事業の実施</p> <p>障害児・者が、身体介護、家事補助等のためのホームヘルプサービスを利用するときに、障害者総合支援法に基づく介護給付費を支給します。</p>	福祉課	<p>各サービス事業所と連携して、対象者のニーズを把握し、給付量を調整。適正給付に努めました。</p> <p>利用者数 37名</p>	a	窓口や電話での相談以外にも、広報紙やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。 目標利用者数 38名

48	<p>短期入所支援(ショートステイ)事業の実施</p> <p>障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者総合支援法に基づく介護給付費を支給します。</p>	福祉課	<p>各サービス事業所と連携して、対象者のニーズを把握し、給付量を調整。適正給付に努めました。</p> <p>利用者数 19名</p>	a	<p>窓口や電話での相談以外にも、広報紙やホームページで事業の周知を図り、適正給付に努めます。</p> <p>目標利用者数 22名</p>
49	<p>特別児童扶養手当の支給</p> <p>心身に障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	福祉課	<p>3障害の手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)取得時に、支給対象と思われる方に個別に説明を行いました。また、広報等を利用して制度の周知を図りました。</p> <p>受給者数 78名</p>	a	<p>障害者手帳取得時に個別に説明していく外、広報紙やホームページで事業の周知を図り、適切に支給していきます。</p>
50	<p>重度心身障害児童福祉手当の支給</p> <p>障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、在宅児童の保護者に対して重度心身障害児童福祉手当を支給します。</p>	福祉課	<p>特別児童扶養手当の受給をしている方が対象ですので、そちらの支給が決まった方に別途制度説明をしました。また、広報等を利用して制度の周知を図りました。</p> <p>受給者数 75名</p>	a	<p>特別児童扶養手当にあわせて個別に説明していく外、広報紙やホームページで事業の周知を図り、適切に支給していきます。</p>
51	<p>心身障害者扶養共済制度の実施</p> <p>心身障害者の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、または心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。</p>	福祉課	<p>広報紙やパンフレット等で事業の周知を図りました。新規加入者はいませんでしたが、年金受給者にはこれまでどおり支給しました。</p> <p>受給者数 7名</p>	a	<p>引き続き、広報紙やパンフレット、ホームページで事業の周知を図り、新規加入者を増やします。</p>

用語解説) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)とは?



国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。(内閣府)

事業No.	事業名及び内容	担当課	実施状況	達成度	平成28年度事業予定
(2) 援助が必要な家庭への支援					
ひとり親家庭への支援					
52	<p>母子・寡婦自立支援事業の受付</p> <p>高等職業訓練促進給付金等事業については、平成28年度から実施します。</p> <p>就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に給付金を支給します。</p> <p>【対象資格】 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他必要と認める資格</p>	子育て支援課	研究会や貸付事業など受付相談等を市で行い、県につなぎました。	b	母子家庭の自立を目指し、県や母子寡婦福祉会が主催する自立支援研修会や各種貸付事業の相談を受け付け、県に取り次ぎます。高等職業訓練促進給付金等支給事業については平成28年度から実施し、事業内容をホームページ等でPRします。
53	<p>ひとり親家庭等児童学資金の支給</p> <p>父又は母を欠く義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。</p> <p>義務教育就学児1名 3,000円/月</p>	子育て支援課	<p>事業内容を市ホームページ等でPR、窓口に来所された方に事業の案内をしました。</p> <p>H28.3.31現在 受給対象世帯数 364世帯 実児童数 499名</p>	a	<p>父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭義務教育就学児の保護者に対し支給し、就学上の不安の解消を図り、もって心身の健全育成及び福祉の増進を図ります。</p> <p>義務教育就学児1名につき3,000円/月</p>
54	<p>児童扶養手当の支給</p> <p>父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。</p>	子育て支援課	<p>事業内容を市ホームページ等でPR、窓口に来所された方に事業の案内をしました。</p> <p>H28.3.31現在 実受給者数 418名</p>	a	父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。
援助が必要な家庭への支援					
55	<p>国民健康保険出産資金貸付事業の実施</p> <p>国民健康保険法第58条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。</p>	保険年金課	被保険者からの事前申請により出産育児一時金を市が直接医療機関へ支払う「直接支払い制度」になったことにより、貸付申請はありませんでした。	a	国民健康保険法第58条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。
56	<p>医療福祉制度による医療費補助事業の実施</p> <p>妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。</p>	保険年金課	<p>医療費自己負担金を助成し、小児(0歳～中学3年)等の健康の維持及び健全な育成の支援を図りました。</p> <p>また妊産婦・未就学児を対象にマル福自己負担金及び入院食事療養費を助成し、医療費の無料化を図りました。</p>	a	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。

多文化共生の推進				
57	多文化共生、外国人への理解と支援 在住外国人との相互理解を深め、また、生活に必要な各課の業務について、外国語に翻訳したパンフレット等を作成します。	全庁	【図書館】 外国の辞書・ガイド・絵本等を蔵書し、外国の利用者が来ても困らないように配架しました。	a 外国の辞書・ガイド・絵本等を蔵書し、外国の利用者が来ても困らないように配架します。
			【保健センター】 予防接種予診票や母子健康手帳発行手続き等をスムーズに進めるために、外国語に翻訳した説明書を作成しています。	a 引き続き実施していきます。

下妻市男女共同参画推進条例に定める5つの基本理念 (下妻市男女共同参画推進条例 第3条)

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されること。その他の男女の人権が尊重されること。

2 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

3 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。

5 国際協調

国際協調の下に行われること。